

平成23年第1回定例会
防災農水商工常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

1. 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する
 基本計画（仮称）について 別添1
2. 三重県水産業・漁村振興指針（仮称）について 別添2
3. 「メッセウイング・みえ」について 1
4. 新科学技術振興ビジョン（仮称）の策定方針
 について 2・別添3
5. 三重県観光振興条例（仮称）の制定に向けた検討
 について 3・別添4
6. 包括外部監査結果に対する対応について 4・別添5
 - ①平成22年度包括外部監査結果に対する対応方針について
 - ②平成21年度包括外部監査結果に対する対応状況について

平成23年3月
農水商工部

3. 「メッセウイング・みえ」について

1 経緯

(1) 津市拠点スポーツ施設エリア構想

津市は、平成22年10月5日に地域スポーツの核となり大規模な大会等が開催可能な三つの拠点を配置する「津市拠点スポーツ施設エリア構想」を発表しました。

この構想に伴い、(財)三重県産業支援センターが所有する「メッセウイング・みえ」を「屋内総合スポーツ施設」拠点として活用するため、津市に移管を受けたいとの協議依頼がありました。(平成22年10月13日付文書)

(2) 津市屋内総合スポーツ施設基本計画中間案

津市は、「津市拠点スポーツ施設エリア構想」に示された拠点の一つである屋内スポーツセンター拠点に係る基本計画の中間案を、本年1月18日に公表しました。

※ 津市屋内総合スポーツ施設基本計画中間案の概要

屋内総合スポーツ施設は大きく2つのゾーンを設定し、新設部分を「スポーツ・レクリエーションゾーン」とし、既存の「メッセウイング・みえ」部分を「産業展示・研修交流ゾーン」とする。

「スポーツ・レクリエーションゾーン」には、メインアリーナ、サブアリーナ、屋内プール、武道場、トレーニングルームを新設する。

「産業展示・研修交流ゾーン」は、産業展示等の産業振興施設としての機能を維持しつつ、ニュースポーツなどのレクリエーション活動を楽しむことができるものとする。

また、新設するメインアリーナは、スポーツだけでなく展示場やイベント等にも利用可能な施設とする。

2 対応状況

県としては、「メッセウイング・みえ」はその建設にあたって、県及び津市の負担のほか、国、産業界からの支援も受けており、津市内を始めとした県内の企業等に活用されていることから、産業振興施設としての機能維持は必要である旨を津市に伝えてきました。

津市の屋内総合スポーツ施設基本計画中間案においては、「メッセウイング・みえ」を「産業展示・研修交流ゾーン」として位置づけ、産業振興施設としての機能は維持される内容となっています。

津市の新年度予算については骨格予算となつたことから、津市から依頼のあった「メッセウイング・みえ」の移管については、(財)三重県産業支援センターも含めて、引き続き協議していきます。

4. 新三重県科学技術振興ビジョン（仮称）の策定方針について

- 1 「新三重県科学技術振興ビジョン（仮称）」策定の基本的な考え方
「新三重県科学技術振興ビジョン（仮称）」（以下「新ビジョン」という。）を策定するにあたって、その必要性や基本的な考え方等を整理しました。
 - ・「三重県科学技術振興ビジョン（現行ビジョン）」の目的、成果等
 - ・産業構造の変革や产学研官連携の一層の推進など、科学技術を取り巻く状況・情勢の変化
 - ・新ビジョン策定の必要性
 - ・新ビジョン策定にあたっての基本的な考え方
 - ・新ビジョン策定にかかる今後のスケジュール案

2 新ビジョンの検討状況

新ビジョンについては、5つの方針をふまえ、各研究所及び研究所所管室の担当者で構成するワーキング・グループにおいて、新ビジョンに盛り込むべき内容等について検討を行っているところです。（内容案、今後のスケジュール等については別添資料）

<新ビジョン策定方針>

- ・产学研官連携の一層の推進
- ・県内の様々な資源（地域資源）の積極的な活用
- ・県内の科学技術シーズの的確な活用
- ・今後求められる、科学技術分野の課題への的確な対応
- ・研究成果の着実な産業への移転・普及

3 新ビジョン策定にあたっての今後の取組

- ・今後は、引き続きワーキング・グループにおける検討を行いながら、科学技術・地域資源室において新ビジョンの骨子案・中間案・最終案を取りまとめます。
- ・策定にあたっては、科学技術に関する専門的な意見や産業界等の意見を反映させるため、関係する各分野の有識者（10名程度）で構成する「新三重県科学技術振興ビジョン策定懇話会（仮称）」を設置し、骨子案・中間案・最終案の各段階で検討いただく予定です。
- ・また、現行ビジョンの成果や課題等を新ビジョンへ的確に反映することを目的として、骨子案の策定に合わせて、現行ビジョンの取組実績等について検証・分析を行います。

5. 三重県観光振興条例（仮称）の制定に向けた検討について

1 現在の検討状況

「三重県観光振興条例（仮称）」（以下、「条例」という。）の制定に向けた検討については、県民をはじめ、市町、観光事業者、観光関係団体など、多くの関係者との間で共通認識を育むなど、合意形成を進める過程が重要です。

これまでに、有識者からなる懇話会のほか、大学で観光を学ぶ学生との意見交換会、県と市町との連携・協働協議会、観光事業者や観光関係団体との地域懇談会の開催や、県民・事業者アンケートの実施など、さまざまな意見聴取の取組に加え、講演会の開催を通じての機運の醸成にも取り組んできました。

これらの意見等を踏まえて、平成22年12月には、「条例の考え方（素案）」をまとめ、前回の常任委員会で説明するとともに、さらなる意見聴取のため、パブリックコメントも実施したところです。

2 条例の骨子案

観光は、地域資源の活用や地域の魅力の再発見を通じて、県民の郷土への誇りと愛着の醸成につながるだけでなく、地域経済を牽引する地域活性化の切り札としても、大きな注目を集めています。

そこで、検討にあたっては、多くの関係者から聴取してきた三重県観光への期待や提案を、できる限り、条例に反映させていくことが大事だと考えています。

「条例の考え方（素案）」に対する意見聴取を通じて、条例の目的、基本理念のほか、県の責務や各主体に期待する役割等を整理し、「条例の骨子案」をまとめました。

3 今後の進め方

この「骨子案」に基づき、引き続き、関係者の参画を得て、意見聴取に取り組みながら、三重県の特徴や独自性を盛り込んだ条例としていきます。

なお、県では、平成16年11月に策定した「三重県観光振興プラン」に基づく施策展開を図り、現在、その2期目（平成20年度～22年度）を推進しているところです。

今後、条例の検討と合わせ、施策を具体的に推進する「基本計画」についても、プランを継承する形で、策定を行っていく予定です。

これらの状況については、適時、県議会にも報告し、今後の進め方について意見を頂くとともに、適切な時期に提案することができるよう、さらなる検討を進めていきます。

6. 包括外部監査結果に対する対応について

1 平成22年度包括外部監査結果に対する対応方針について

①実施テーマ

- ・研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

②監査の視点

- ・収納事務、支出事務及び請負・委託契約に関する事務が関係法令、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・研究用設備・機器・薬品等物品の管理が諸規程に準拠して適切に行われているか。また、特許等の知的財産権を含めた財産の管理は適切に行われているか。
- ・運営や事業は効果的・効率的なものとなっているか。また研究課題の選定及び研究課題の評価・検証・普及が適切に行われているか。

③監査結果概要

農水商工部関係の団体は、次の4施設が監査を受け、結果19件、意見57件をいただきました。また、研究所共通として結果1件、意見8件をいただきました。

- (1)工業研究所(結果6件、意見22件)
- (2)農業研究所(結果8件、意見18件)
- (3)畜産研究所(結果2件、意見4件)
- (4)水産研究所(結果3件、意見13件)

注:【結果】県の条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

【意見】監査人としての意見

④個別施設の監査結果及び対応方針 <抜粋> 別添1参照

工業研究所

◎廃棄済みの備品の台帳除外漏れ【結果】

平成21年度12月に廃棄されたパソコンについて、廃棄時に必要な手続である処分決議書等の作成・決裁がなされておらず、備品台帳に記載されたままであった。廃棄を備品台帳に漏れなく正確に反映させるため、廃棄時には現物と必要な文書の照合を行うことを徹底すべきである。

【対応方針】

廃棄時の現品確認を徹底し、台帳データと現物の齟齬が無いよう徹底してまいります。なお、平成22年11月に所内全件の備品の確認検査を実施し、データと現物の照合を実施しました。

農業研究所

◎薬品棚の鍵の管理について【結果】

薬品庫について、薬品を保管する部屋の鍵の保管は適切になされていたが、

薬品棚の鍵は、同じ部屋の一室の棚に無造作にしまわれているだけであった。薬品管理規程に基づき、鍵は管理者が保管すべきである。

[対応方針]

薬品庫及び薬品棚の鍵の管理について、薬品庫・薬品棚ともに常時施錠し、薬品副管理者または管理担当者が適切に鍵の保管管理を行います。

畜産研究所

◎納品書の連番漏れについて【結果】

鶏卵の販売における代金の入金管理については、連番管理はされていたが、納品書の綴りから一部抜き取られたような跡が発見された。その理由は、書き損じ分の納品書を廃棄してしまったということであるが、これでは連番管理をしている意味がない。

そもそも納品書に連番を付す意味は、網羅的に収入を把握しているか検証し、収入金の不正流用を防止することにある。これを念頭において、収入と納品書金額の合計額の一致を定期的にチェックすべきである。また、書き損じについても、納品書にマークを付し、控えとともにホチキス止めするなどの方法により使用不能な状態にしておくことが必要である。

[対応方針]

書き損じた領収書の保管方法、領収書の連番管理について、適切な会計事務に努めます。

水産研究所

◎薬品の受払簿の運用状況について【結果】

薬品の一部の受払簿について、平成 21 年度は作成していなかった。毒劇物等は少量でも致死量となる。受払簿での入出管理と定期的な残高管理の双方が行われることによって不正な利用や盗難などを把握しうるため、受払簿が作成されていないことは管理上問題である。また毒劇物等に該当しない薬品についても、他の研究所にならって、受払管理を実施することが、管理上有用であると考えられる。

[対応方針]

薬品を適確に管理していくうえでは受払簿の整備が不可欠であると認識しています。一部不備がありました受払簿について、平成 22 年度以降は整備を徹底させており、薬品を使用する職員に対し、あらためて受払管理を適確に行うよう徹底しました。

また、毒劇物等に該当しない薬品であっても他の研究所にならって受払簿を整備し、適正な管理を行います。

⑤全体の対応方針

包括外部監査において結果、意見として指摘のありましたことについては、今後対応方針に沿った処理がなされるよう、各研究所に対して指導、助言を行っていきます。

2 平成21年度包括外部監査結果に対する対応状況について

①実施テーマ

- ・公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

②監査結果概要

農水商工部関係の団体は、次の2施設が監査を受け、結果1件、意見6件となっています。

- (1) 県営サンアリーナ（結果1件、意見5件）
- (2) 県地方卸売市場（意見1件）

③個別施設の監査結果 <抜粋> 別添1参照

三重県営サンアリーナ

◎再委託の申請について【結果】

指定管理者から業務を受託した業者が、そのうちの複数の業務を再委託しているが、再委託状況について文書により把握する必要がある。

また、指定管理者が委託を行う場合には、協定書において県への申請が義務付けられていることからすれば、再委託も同様に申請する必要があると解すべきである。なお、委託先の財務状況について把握することが望まれる。

〔対応結果〕

平成22年度から再委託についても申請を行わせ対応しています。

三重県地方卸売市場

◎事業結果の評価について【意見】

三重県地方卸売市場は、施設全体の活用による効率的な運営管理を目的として、指定管理者制度が導入されたものである。事業の計画及び評価に当たっては、具体的な取組による費用削減、収入増加の目標を掲げて、指定管理者制度に移行した効果を生むことが望まれる。

〔対応結果〕

市場の活性化策を検討するために場内事業者で組織される「三重県地方卸売市場活性化委員会」を平成21年5月に設置し、外部有識者による「三重県地方卸売市場活性化研究会」からのアドバイスも得ながら様々な活性策を取り決めて実行しました。

その結果、県が設定する成果目標に掲げた施設利用面積比率80%と施設利用料金軽減率20%の目標は初年度から達成されました。また、指定管理者の経営については精算業務も含めた会社全体の純収益を15百万円計上し、安定した経営を行っています。